

申請・届出書 R4 Ver.19.20 のリリース

申請・届出書 R4 Ver.19.20 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
申請・届出書 R4 申請・届出書顧問 R4	Ver. 19. 20	17. 10 以降	19. 10 以降

※19.2 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※Ei ボードは Ver. 19. 20 以降をご利用ください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)

2020 年 1 月 6 日 (月)

2-2. マイページのダウンロード公開 (予定)

2020 年 1 月 6 日 (月)

2-3. オプションの CD 保守契約の場合 (送品開始予定日)

インターKX 申請・届出書 R4 : 2020 年 1 月 15 日 (水)

申請・届出書顧問 R4 : 2020 年 1 月 15 日 (水)

2-4. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver. 19. 20) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e3) および電子申告 R4 (Ver. 19. 15) の公開も同日 (2020 年 1 月 6 日) を予定しています。

対応概要につきましては、電子申告 R4 のシステムインフォメーションをご確認ください。

3. システムの対応内容 (予定)

システムの主な対応予定は次の通りです。

3-1. 国税の改正対応

■帳票の様式変更

公開されている国税庁の申請・届出様式に合わせてフォームを変更します。

(例) 源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書
左下の「29.06 改正」を「01.06 改正」に変更

■帳票追加：e-Tax による申告の特例に係る届出書

2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から始まる大法人の電子申告の義務化に向けて、「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を追加します。（書面のみ）

既に電子申告をしている方も、適用日(令和 2 年 4 月 1 日)以後、電子申告の義務化の対象となる法人は、所轄税務署長に提出が必要となります。

(参考) e-Tax のページより：[「e-Tax による申告の特例に係る届出書」](#)

なお、電気通信回線の故障、災害その他の理由により e-Tax を使用することが困難であると認められる場合に提出する「e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書」については、対応しておりません。

3-2. 国税の電子申告対応

2020 年 1 月 6 日（月）から受付開始される e-Tax の手続き ID に対応します。

■更正の請求書

①手続削除

以下の手続きが削除されましたので、電子申告できなくなります。

削除	所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成 26 年分)
----	-------------------------------

※平成 26 年分の編集・印刷は引き続き可能ですが、国税庁の HP より平成 26 年分の帳票が削除された後には、メニューからの削除を予定していますので、データがある場合は必要に応じて印刷、PDF ファイル出力等をおこなってください。

②更正通知等の電子交付

e-Tax では、以下の更正の請求書に対する更正通知書等の電子交付を希望する「通知希望区分」欄が追加されました。

更正の請求に対する通知書等の電子交付を希望する場合には、「希望する」にチェックを付けて送信すると、e-Tax の通知書格納専用ボックスに格納されます。（代理送信した場合でも通知書は納税者本人のみに格納され、代理送信した税理士には格納されません。）

電子交付を希望すると書面では交付されなくなり、内容を確認するには納税者本人がマイナンバーカード等の電子証明書で認証して取得する必要があります。ご注意ください。（納税者が法人の場合は、認証は不要です）

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成 27 年分)
所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成 28 年分)
所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成 29 年分)
所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(平成 30 年分以降用)
消費税の更正の請求書（個人用、平成 26 年 4 月 1 日以後終了）
消費税の更正の請求書（個人用、平成 27 年 4 月 1 日以後開始）
消費税の更正の請求書（個人用、令和 1 年 10 月 1 日以後終了）
消費税の更正の請求書（法人用）
法人税の更正の請求書(平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分)
法人税の更正の請求書(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに終了した事業年度分)
法人税の更正の請求書(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分)

書面では不要な区分のため、申請・届出書 R4 のプレビューではこの内容は表示されません。電子申告 R4 (Ver. 19.15 以降) に連動すると、プレビュー表示されます。

3-3. 地方税の電子申告帳票追加（申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書）

新たに地方税の「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書」の帳票を追加します。各都道府県により様式が異なるため、電子申告のみの対応となります。

この帳票は、同じ内容を複数の提出先に提出しますので、入力画面は 1 つで、入力画面から提出先を

複数設定（「提出先設定」画面を起動）できるように対応します。



3-4. 地方税の電子申告時の「組織名」を必須項目に変更

異動届出書などで「地方税提出方法：電子申告」を選択している場合は、「組織名」欄の法人格名、前後区分（1:前 2:後）を必須項目とし、未入力の場合には入力画面を閉じる時やプレビュー表示でエラーを表示するように対応します。

（対応の背景）

2019年9月24日（eLTAXの更改）以降、組織名が未入力の場合に地方税申請届出（設立届、異動届）の受付結果で申請届出者欄に「株式会社」が重複される（【参考QAID: 3996】）ことが確認されており、これを防止するために対応します。

3-5. 旧データ変換について

Ver.19.20用にデータ変換が必要となります。

データ選択画面に表示される旧データは Ver.17.10～19.11 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなってください。

Ver.16.20以前のデータはデータ選択画面に表示されません。申請・届出書 R4 Ver19.20 起動時に Ver.16.20 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.17.10 のデータに変換されます。Ver.19.20 でデータを使用する場合は旧データ変換をおこなってください。

4. 連動可能な製品バージョン

システム名	バージョン	
電子申告 R4	Ver. 19.15～	電子申告へ連動
事務所管理 R4 (顧問先管理)	Ver. 19.11～	ファイリング機能

以上、よろしくお願いいたします。